

契約書
訪問介護

合同会社 AKASHI
ナイスケア

訪問介護サービス契約書

____様(以下、「利用者」といいます)居宅サービス事業所 ナイスケア(以下、「事業者」といいます)は事業者が利用者に対して行う居宅サービスについて次のとおり契約します。

第1条(サービスの目的及び内容)

1. 事業者は、介護保険等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービスの介護給付の対象となるサービスを提供します。
2. サービス内容の詳細は、「重要事項説明書」に記載の通りです。

第2条(契約期間)

この契約期間は、令和 年 月 日から利用者から契約の解約の意思表示があるまでとする。

第3条(訪問介護計画等)

1. 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って必要となるサービス種類ごとに「訪問介護計画」を作成し、これにしたって計画的にサービスを提供します。
2. 事業者は、利用者が、サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画(ケアプラン)」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問介護計画」の変更等の対応を行います。
3. 事業者は、利用者が「居宅サービス計画(ケアプラン)」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条(サービス提供の記録等)

1. 事業者はサービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記入します。
2. 事業者は「サービス提供記録書」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する2項の諸記録を閲覧できます。
4. 利用者は、当該利用者に関する2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

第5条(利用者負担金について)

1. 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計金額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月15日までに利用者へ通知します。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日頃に現金または銀行口座引き落としで支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者へ領収証を発行します。

5. 利用者は、従業者が居宅においてサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第6条(サービスの中止)

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供の12時間前までに中止の通知を行った場合、キャンセル料金の負担はありません。
2. 利用者がサービス実施の12時間前までに通知することなく、サービス利用を中止する場合は、事業者は、利用者に対して「重要事項説明書」に定める計算方法によりキャンセル料を請求することができます。
3. 利用者の体調不良・病変等の場合、キャンセル料は請求いたしません。

第7条(相談・苦情対応)

1. 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の意向、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお苦情の申し立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
2. 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ①業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
3. 利用者は本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された「神戸市保健福祉局介護指導課」「兵庫県国民保険団体連合会」に苦情を申し立てることもできます。

第8条(契約の終了)

1. 利用者は、事業者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、第7条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
3. 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合。
4. 事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払は正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払われない場合
 - ②利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背行為をおこなった場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者についての要介護認定が受けられなかった場合
 - ②利用者が施設に入所された場合
 - ③利用者が死亡された場合

第9条(守秘義務)

1. 事業者及びその従業者は、サービス提供するうえで知り得た利用者及び利用者家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者にもらしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、その従業者が退職後においても、在職中に知り得た利用者及び利用者家族に関する秘密及び個人情報をもらすことがないよう必要な措置を講じます。
3. 事業者は利用者及び利用者家族の個人情報について、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議 他の居宅サービス事業者等に、利用者及び利用者家族の個人情報を提供しません。

第10条(事故発生時の対応及び損害賠償)

1. サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医又は関係医療機関、関係行政機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし事業者は、利用者の計画予定外の行動による事故が発生した場合の責任については一切責任を負いません。

第11条(緊急時の対応)

事業者は、現に訪問介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第12条(身分証携行義務)

従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者家族から提示を求められときは、いつでも身分証を提示します。

第13条(連携)

1. 事業者は訪問介護サービスの提供に当たっては、他の指定居宅サービス事業者、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、訪問介護サービスの提供終了に際しては、利用者または利用者家族に対して適切な指導を行うとともに、保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第14条(信義誠実の原則)

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第15条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及びその事業者は利用者の住所地の管轄裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

訪問介護サービスの利用にあたり、利用者及び利用者家族に対し契約書の説明を行いました。

ナイスケアとの契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結 令和 年 月 日

事業者

(事業者名) 合同会社 AKASHI
ナイスケア

(住 所) 神戸市兵庫区荒田町3丁目14-7-103

(電話番号) 078(515)1805

(代 表 者) 田中 嘉明 ㊞

(説 明 者) 永山 菜々絵 ㊞

利用者

(住 所)

(氏 名)

㊞

(利用者または立会人)

利用者は、署名が出来ないため、利用者の意思を確認の上私が代行します。

(住 所)

(氏 名)

㊞

令和6年8月1日 改定